

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年11月30日現在

～2021年11月29日

2021年11月30日～

	目次（略）	
	第1章～第14章（略）	
	別記（略）	
	<p>附 則（令和3年11月26日 P S 事推第00852078号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年11月30日から実施します。</p>	
	（経過措置）	
	<p>2 当社は、令和3年11月30日から令和4年5月9日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係る者に限り）からの2年の定期利用の申込みを伴うタイプ3のコース1のメニュー1（プラン7に係るものを除きます。）に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り）を当社が承諾し、令和4年9月30日までにその利用が開始された場合は、タイプ3のコース1のメニュー1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、別冊（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。以下この付則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。</p>	
	区分	料金額の減額 （月額）

～2021年11月29日	2021年11月30日～	
	<u>(ア) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3、プラン5</u>	<u>600円 (660円)</u>
	<u>(イ) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4、プラン6</u>	<u>400円 (440円)</u>
	<u>備考</u> <u>1 当社は、減額適用期間内に (ア) と (イ) の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>	
	<u>(注) この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/unbundle.html) において掲示することとします。</u>	
	<u>3 当社は、令和3年11月30日から令和4年5月9日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります）からの光アクセス回線の新設及び2年の定期利用の申込みを伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限りません。）を当社が承諾し、令和4年9月30日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。</u>	
	<u>(1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、別冊（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りません。以下この付則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。</u>	

～2021年11月29日	2021年11月30日～		
	区分	料金額の料金（月額）	
		2～12 料金月	13～23 料金月
	<u>(ア) タイプ8のコース1の プラン1～3及びプラン13～ 15</u>	<u>2,000 円 (2,200 円)</u>	<u>1,000 円 (1,100 円)</u>
	<u>(イ) タイプ8のコース1の プラン4～12 及びプラン 16～ 24</u>	<u>1,000 円 (1,100 円)</u>	<u>500 円 (550 円)</u>
	<u>備考</u> <u>1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>		
	<u>(2) 料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の2（手数料）の新規契約料を適用しません。</u>		
	<u>(3) 料金表第2表（工事に関する費用（工事費（付帯サービスの工事費を除きます。）））の2-3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-3-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。</u>		
	<u>(注) この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html）において掲示することとします。</u>		

～2021年11月29日	2021年11月30日～
	<u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>
	<u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>